

山口構成員提出資料

第5回社会保障 SWG・医療機関等個人情報検討会 検討事項についての意見

NPO 法人ささえあい医療人権センターCOML 理事長
山口 育子

転倒による足の骨折で数日間の安静が必要なため、6月30日の第5回検討会に出席できません。そこで、検討課題についての意見を書面で申し述べたいと存じます。よろしくお願いいたします。

1. 医療等に関する個別法が扱う個人情報の範囲について（資料5）

- ・①医療サービスと②介護サービスで扱われる個人情報については、特に厳重な注意が払われる必要があるため、個別法の対象にすべきと考えます。
- ・③保健サービスと④福祉サービスは、個人によっては大切な情報であることには間違いのない情報ですが、罰則の対象になるような個別法の範囲に相当させる必要までではないのではないかと考えます（これまでも大きな問題になっていないと思われることから）。
- ・⑤本人自ら提供、⑥民間業者が取り扱う範囲については、個別法の対象外として構わないと考えます。
- ・安全に匿名化されれば個別法の対象から外すことに異論はありませんが、「安全に匿名化する」とはどのようなことなのか、国民に明確でわかりやすい説明が必要と思います。

2. 本人同意のあり方（資料3）

- ・「4 人の生命・身体又は財産の保護のために」の項目の（2）家族等への説明という項目で、該当する場合として意識不明の患者、重度の認知症、大規模災害のときが例示されています。しかし、実際の「家族等への説明」はその例に限定できないと思います。例えば、病状の進行で意識不明の状態へと移行することが考えられる場合などは、あらかじめ患者本人から説明の対象者を確認しておくことができます。それなのに、現状では確認されていないことが多々あります。どのような患者であっても、急変や病気の進行で意思表示できない状態になることが考えられるので、“病状”という極めて機微性の高い情報に関しては、本人の同意不要や黙示による同意ではなく、あら

かじめ本人確認をしておくことを個別法に明記することはできないものでしょうか。

- ・「5 公衆衛生の向上、児童の健全な育成の推進」について、本人同意が不要であるとの現行のままでいいと思います。ただし、公益として個人情報が利活用される場合の使途が一般的にはわかりにくいので、周知方法を現行以上に明確にする必要があると考えます。
- ・「7 学術研究、教育のための情報の利活用」について、臨床研究と疫学研究では手法も異なると聞いています。公益のために、どのような情報が必要かを判断するためにも、臨床研究と疫学研究の専門家から、研究の手法、必要な情報などのヒアリングをぜひ実施していただくことを希望いたします。

3. その他

- ・医療等に閉じたしくみに対して、明確な意見表明できていなかったのも、ひとつのこと。医療等の情報については、閉じたしくみが必要で、マイナンバーとは別の番号化が求められると思います。医療等の個人情報が所得等の情報と一緒に扱われることは非常に危険だと考えます。公益のために利活用するためにも、医療等に閉じた番号化が有効ではないでしょうか。